

### 第3回神奈川県生物多様性一次地域戦略検討委員会

日 時：平成26年9月3日（水）14：30～17：15

場 所：県民センター2階 特別会議室

出席者：東京農工大学	亀山 章 名誉教授
日本大学	大澤 啓志 准教授
株式会社野生動物保護管理事務所	羽澄 俊裕 代表取締役
神奈川県自然保護協会	青砥 航次 副理事長
丹沢自然保護協会	中村 道也 理事長
相模原市立博物館	秋山 幸也 学芸員
横須賀市自然・人文博物館	内船 俊樹 学芸員
生命の星・地球博物館	勝山 輝男 専門学芸員
水産課	勝呂 尚之
水産技術センター	工藤 孝浩
自然環境保全課	斎藤 俊一 副課長

事務局：神奈川県 環境農政局 水・緑部 自然環境保全課

#### 【協議内容】

事務局から情報基盤整備に係る基本的考え方や「大切にしたい神奈川の自然」の位置付けやアウトプットのイメージ等について説明

委員長：枠組としては県域を10の地域に分け、その地域毎に大切にしたい自然等を示し、それを県民のみなさんにお示しするという事です。参考資料によれば、地域における大切な自然は表記されるようだが、地図情報にはならないのか。つまり、どこそこの群落といったものは示されないのか。

事務局：未確定ですが、一次地域戦略ではそこまで細かなスケールでの書き込みはできないと考えている。

委員長：これはどのように使うのでしょうか。

事務局：一つは市町村が緑の基本計画を策定する段階で参考にしていただければと考えている。策定する時に、その地域で大事な場所はどこにあるのかであるとか、そこはどういった地域であるのかという捉え方の参考にしていただきたいと考えている。もう一つは荒いものにならざるを得ないが、大切にしたい自然について、どのような取組を進めるのかを書き込んでいくことを考えている。具体的には政令指定都市にある重要でリスクの高い場所については市に保全に向けた取組を促すであるとか、そうではない場所についてはトラストなどと連携して保全を進めるとか、そういったものを書き込んでいくことを考えている。

委員長：この地域戦略は市町村が策定する緑の基本計画の上位計画なのだから、策定する段階で大切にしたい神奈川の自然のことも考えながら策定してくださいねということで役に立つようにしたいということです。案では10の地域に区分されていますが、異論等はありませんでしょうか。

委員：今の説明を聞いている限りでは風光明媚な場所を自然公園にし、希少種や貴重種だけ守ればよいという過去の考え方から出ていない印象を受ける。逆にそういった希少種がいる場所だけを守ればいいんでしょということ全国各地で開発が進んだ。本県は市民の意識が早く変わったほうだと思うが、希少種とか風光明媚な場所だけを守ればよいというのではなくて、自分たちの身近な竹林や小さな川の自然環境とかを守って欲しいというように自然環境に対する考え方が変わってきた。そうした県民意識が神奈川県のこれまでの環境行政の下支えになってきたと思うし、神奈川県の独自性であるようにも思う。今の説明からはそれが感じられない。今もみどり計画はあるが、まとめた

だけで終わってしまった。少なくともこうした戦略をまとめあげるうえでは実行性という観点で具体的なものを書き込んでいかないと県民の理解は得られないのではないかと。

委員長：となりますと、例えば参考資料3のなかにもう少し細かく書き込むというイメージでしょうか。

委員：ここにこういう大事なものがあるから、そこを大事にしようという発想だと思うのですが、そうではなくて、神奈川の自然というものがどういう形で残ってきて、地域でどのように守ってきたかということも大切なことだと考える。都市農業の都市が削られているが、これは残したほうがよいと考える。神奈川県は横須賀三浦地域を除くと専業農家は殆どなく、みな兼業農家であり、丹沢山麓の専業農家は殆どゼロに近い。兼業農家として支えているのは日曜菜園であったり、片手間でやっている会社員などが低農薬や無農薬で農業生産を行っており、それによって多様性が結果的に守られてきた側面があると思う。大切にしたい自然から外れた場所であっても、そうした人たちによって守られてきた街中の小さな田んぼなどを潰しちゃってもよいということにはならないと考える。基本的な考え方にそうした文言を入れれば、図面のなかで区分していくことも賛同できる。

委員長：次の議題である課題に対する取組の方向性では農地についてどうしていったらよいかといった議論が出てくるのですよね。図面としてこうしたものを作っているということはそれでよいと思いますが、次にどうつないでいくかに工夫が必要ですね。

委員：参考資料1では10地域に分ける前に景観域として4つに区分しているの、そこを説明してもらえばよいのではないかと。小さな地域区分とは連動しないけれども、概念としては4つに区分し、そのなかに色々な環境とそれに応じた課題があることが分かればよく、それが4区分の地図のどこにあるかは示さなくてもよいと考える。もう一点は「大切にしたい」という表現だが、少し弱いので「大切にすべき」などもう少し強い表現にしたほうがよいのではないかと感じる。

委員：地区毎の課題をきちんと明示すれば、委員の懸念はさほど心配する必要はないのではないかと。

委員：大事なのは最初の打ち出し方だと思う。大切にしたい神奈川の自然というが、誰でも神奈川の自然を大切にしたいと思っているのだと思う。最初の基本的な考え方のところ、そうした文言が出てこないと後から個別の具体的な内容が出てきても人によって受け取り方が変わってくると思う。県の地域戦略の土台として基本的にこう考えるという明確な姿勢を示す必要があるのではないかと考える。

委員長：エリアで分ける発想とエリアではない景観や環境で分ける発想がそれぞれあって、それをどう県民の方にうまく見せていけるかなと思いますが、どうでしょうか。

委員：みどり計画の後継計画として市町村の緑の基本計画の上位的な計画として参考にしてほしいという話もあったが、県民に対してはどうなんでしょうか。県民向けのメッセージが大きく入ってこないと望ましいものとはならないのではないかと。

委員長：地域を分けて三浦半島がどうという示し方をすると、広く県民に向けられたメッセージにはならないということですね。段々難しくなりますが、あまり難しくしたくないですね。

委員：今、議論していただいている内容というのは目次から言えば戦略の中間辺りに入ってくるが、冒頭に戦略の位置付けや必要性については書き込まれるので、その辺の書き込み方次第ではないかと。

事務局：みどり計画の後継という説明をしていますが、例えば町中の裏山の緑だと市町村の役割になるのかなと考えます。広域自治体としての県が考える大切な場所は示しつつも、市町村には市町村なりの考えがあるので、市町村の緑の基本計画策定に当たっての基本的な考え方や視点を戦略のどこかに書き込むことによって市町村による取組を通じてできてくるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

委員：それは全然違う。その理屈で言えば、丹沢の自然保護運動はできなかった。(注：神奈川県に直接的な権限がなくても、県は、神奈川の自然環境を守るという明確な姿勢があった。1970年代、市町村、時には企業にも、その姿勢を明確にした事で、県民や市民団体は神奈川県を評価し、協調協力協働と、いまに繋がるようになった。)考え方を変えないといけない。

委員長：いずれにしても最終的な出来上がりのイメージがなかなか共有できないので、荒くても共有できると収斂させやすい。

委員：先ほどから言っているのは理念です。その部分がどういうふう書き込まれるかが大事だと言っている。それが書き込まれればエリアに分けるのもいいかもしれないが、単純にエリアに分けれ

ばいいというものでもない。例えば、ある自然公園でコンクリートブロックがずっと続いているのに、ある線から突然、自然石に変わっている場所があって、驚いたら、そこからが自然公園区域だという説明だった。そこまで切り替えるのもすごいと思うが、エリアだとそういう線で考えてしまう発想がどうしても出てきてしまうのではないかと。個別の話は個別に出てくるのだろうが、なぜ地域戦略を作る必要があるかという原点に立って考えれば、1頁目の理念の書き込み方が今回の議論のなかで一番、大事なことではないかと考える。許認可権限等を持っている市町村と調整するということはもちろん大切だが、今まで県が取り組んできた藤沢や逗子などでの保全は市町村ではなく、県が取り組み、解決してきたのではないかと。

事務局：広域的に見て大切にしたい場所は即地的に示しているわけだが、例えば町づくりとしての緑など、そこから漏れた場所で市町村が大切にしたいと考える自然はあると考える。大切にしたい自然を示しつつ、緑の基本計画策定の際の視点を盛り込むことによって両立できるのではないかと考えている。

委員長：同委員の論点については一応、初回の委員会で示されたものがありますよね。

委員：地域区分でひっかかってしまっているのだと思う。景観域でやると何がよいかと言えば、市町村の行政界などではなくて、どの市町村にもある河川や山林、丘陵地などそうした単位で考えることができる。例えば、海岸域であれば、干潟や砂浜、三浦半島の海食崖など色々な環境があり、そうした環境毎にどういった生き物が生きていて、大事だということを示すことができる。河川も同様で相模川のような大きな河川の中流域には礫河原があって、礫河原がある市町村にとってはそこが特徴的な自然環境で大切だということが分かる。県東部の多摩川流域とかは理解できるが、県西部へ行くと大磯酒匂川流域とか丹沢大山と丹沢大山山麓とか色々出てきてしまって、よく分からなくなる。行政単位で考えるのであれば、県政地域総合センターの所管区域毎で考えるとかなりよいはあるだろうが、景観域で整理を試みてきているので、それに沿って考えたほうがよいのではないかと。景観域をもう少し細かくしてもよいので、景観域をもう少し細かくした上で地域区分したほうがよいのではないかと。

委員：相模原市が二つに分割されており、市の地域戦略策定にも関わっている立場としてはこの地域区分には違和感を覚える。市の地域戦略では国や県が面倒をみてくれない場所について、どうしていくかという発想で考えている。例えば相模原市だと、丹沢大山の主稜線部については市単独でどうなるものでもないから、県がやってくれるといいという期待がある。それに対して、相模原中央緑地については市が責任を持ってやっつけようという気概を持ってやっている。大切にしたい神奈川の自然が抽出されているが、多くは既存の緑地であり、ある意味当然分かっている話だ。市町村からすると大きな地域区分と細かな重要地域を示されても、これから何をすべきなのかが具体的に見えてこない。

委員長：戦略の全体像が見えてこないから、その辺に何を書き込んでいくべきかも見えてこないですね。

委員：地域区分の考え方について説明してほしい。

事務局：景観域という大きなレベルで分けたうえで、景観域のなかを地質や植生などで更に区分したものであるが、色々議論があるだろうことは認識している。もう少しシンプルに分けるやり方もあるだろうし、流域、地質、植生などといった視点で分けるかによっても変わってくるのではないかと。

委員：この図面は現状を表現したものに過ぎないので、新しい地域戦略を策定するのだから、少なくとも、こういうものが必要だから取り込んだというようなものが出てくる必要がある。稜線から山麓部まで含めて一つの生態系なのだから、例えば、丹沢であれば一括りでも構わないし、敢えて区分しないで一括りでもよいかもかもしれないと思う。

委員：海から見ると丹沢も箱根も一緒に、区分する必要性が分からない。

委員：箱根など地域区分の見方がよく分からない。

事務局：丹沢も箱根も同じ景観域に括っているが、地域区分としては分けています。

委員長：例えば三浦半島を里地里山として括るような場所ではないと思うし、一つの地域区分が一つの景観に対応するわけではないことを考えると単純に行かないので少し無理がありますね。

委員：委員の考え方を重視するのであれば、地域区分を考えないで、景観域をもう少し細かく分けることも考えられる。例えば、丹沢山麓は相模原台地、三浦半島、多摩丘陵の丘陵地などに似ている。

委員長：山地と丘陵の違いがありますよね。

委員：丹沢大山自然再生委員会で議論した際も丹沢で問題となる里山は山間部の里山であり、シカなど野生鳥獣の出没に対してどうするかが課題となるが、大磯丘陵などとは異なる。景観域で区分したほうがよいのではないかと。

事務局：景観域と即地的な見せ方はどうしても馴染ませにくい面があるので、教科書的になってしまうかもしれないが、例えば景観域として望ましい姿を見せつつ、即地的なものとしてマップを示すという折り合いのつけ方も考えられるのではないかと。

委員長：両方を摺り合わせようとするとな馴染みの悪さばかりが気になるので、分けておいたほうがよいのではないかと。景観域という空間を質的に見ているわけだから、それはそれとして見た方がいいし、もう一方は何がどこにどう分布しているかという話なのだから、むしろ括る必要はなくて、こうした図面として見せていけばよいのではないかと。そこを中途半端にエリアで括ろうとするから、すっきり行かないのではないかと。地域区分については再度、考え直したほうがよいのではないかと。

事務局：委員の方から多様な意見が出されましたので、練り直したい。

委員：全部、分けようとするからおかしくなるので、それぞれピークを持たせればよいのではないかと。例えば、丹沢大山センター、箱根センター、相模川センター、酒匂川センターなどというように重ね合わせればよいのではないかと。

委員：先ほど、市町村の立場として発言したのはそういう趣旨で、無理矢理分けるというよりは、ここは県が責任を持つという部分が見えてくるもののほうがやりやすいなと感じます。

委員長：市町村の立場からしても、この市町村はこれだよと言われるよりも色々な要素があるよねと言われたほうがよいと思う。いずれにしても、もう少し色々考えたほうがよさそうなので、事務局のほうで再度練り直しますが、基本的な考え方については本委員会としても了承とさせていただきます。

#### 事務局から、課題毎の取組の方向性（案）について説明

委員長：参考資料4に議論の進め方が提示されていますので、課題毎に順次、議論を進めたいと思います。まず、最初の森林植生の衰退についてですが、箱根地域における生物多様性保全上の喫緊の課題として何があるか、二ホンジカ対策について取組状況を確認、十分であるか検討のうえ不足であれば具体的取組を検討したいと思います。

事務局：事前の意見照会で意見をいただいている委員から補足等の説明をいただければと思います。

委員：課題認識に箱根の二ホンジカのことなど丹沢以外のことも書かれているが、箱根地域にも二ホンジカが大分進入してきているので、丹沢の二の舞にしないためにも具体的にどうすべきかを書き込んでよい時期に来ているのではないかと。丹沢地域は奥山から山里までつながっており、そういったなかで自然再生の取組が進められているが、ロープウェイやゴルフ場、温泉旅館など観光施設があり、観光地としてどう生き残っていくかを考えていかなければならないなど、箱根地域は大分様相が異なる。最近、ジオパークの動きなどがあるが、こうした動きにあわせて観光自体をシフトしていく取組が少し考えられないかと感じた。具体的な取組が書けないにしても、箱根地域における基本的方向性くらい書き込んでよいのではないかと。

委員長：箱根地域を分けてしまったほうがいいですかね。丹沢では自然のことを考えるけど、箱根地域についてはお客のことを考えるとか。

委員：お客のことだけを考えてもらっても困るが、自然が資産として観光を支えている状況はある。

委員：丹沢については何度か総合調査が実施されているが、箱根についてはまとまった調査が実施されていないので、生物多様性保全上の喫緊の課題が把握されていないということになるので、うまい形で総合調査が実施できればよいと考えている。

委員長：大事なことですよ。箱根は国立公園だと言いながら全然、自然のことを調べていないわけですから。ちゃんと調査しろと書いて終わってしまうかもしれませんが、県の戦略としてはちゃんとそれを言ったほうがよいですよ。

委員：国立公園ということで、県は多少引いているところがあるろうし、箱根町も国だ、県だ、みんな

で押し付けあってしまっている。

委員：だからみんなでやりましょうというのが私の意見だ。

委員：丹沢については1964年から総合調査を始めているが、モミの立ち枯れなど目に見える異常が確認され、多くの人たちの理解やボランティアとしての協力も得て総合調査を実施することができた。一方、箱根については一般の人たちに対して目に見える喫緊の課題というものを提示できておらず、国立公園ということで県としても予算を取りづらい状況もある。専門家の立場から、何が生物多様性保全上の喫緊の課題なのかを具体的に提示していただくことによって、市町村や市民の理解が進むと思うので、その点について議論していただければと思う。

委員長：丹沢については学術調査をきちんとして国立公園に指定するというプロセスをきちんと踏んでいるのに対し、箱根は戦前なのでそうしたプロセスなしに国立公園に指定している。だから、国立公園にふさわしいかどうかをちゃんと見直す必要がある。しかも箱根は火山であり、丹沢とは成因が全然違うので、きちんとした調査を行って県民の誇る国立公園であるということをちゃんと明らかにする必要があるのではないかと考えます。

委員：よく分かりますが、国立公園の指定理由について県が主体的に動けるかと言われれば、少し違うのではないかと。

委員長：県が主体的に動くのではなく、国立公園を指定している国に対してちゃんと調べてくださいと書けばよいということです。箱根はそうした調査がされずに情報が抜け落ちたまま、大事な場所とされていることが釈然としなないと思います。

委員：一次戦略の書き方としては、委員長が言うように情報が欠けているので把握に取組むという文言を入れればよいのではないかと。

委員：シカの進入については環境省箱根事務所も危機感を持っているようだ。県のニホンジカ保護管理計画でも今まで監視区域であったが、徐々に糞塊量が増え、植生への影響が現れていると指摘がされている。全国の状況を見るかぎり、シカによる影響でかなりのスピードで植生が退行していくので、危機意識を持って対応したほうがよいということは共有すべきだろう。

委員：シカについては検討してやっていかなければならない課題と認識している。

委員：シカだけの問題にしてはいけないと思う。

委員：そのとおりである。

委員：丹沢と箱根については別に分けて考えたほうがよいと思う。箱根はあれだけ開発が進んでいて、人も住んでいて、国道も通っている。ここで議論しているような考え方を同じように箱根に当てはめられるかといえば、無理だろう。例えば、箱根地域のなかで重要な地域を落としていってもよいと思うが、箱根のなかのあるエリアで取組を進めていく方向性がよいのではないかと。具体的には例えば湿生花園や芦ノ湖の景観など守るべきところを箱根のエリア毎に落としていって、そこでどういった守り方があるかを考えるような、個別の議論として整理したほうが一般の人たちには分かりやすいように思う。それからシカの話だが、丹沢でも管理捕獲を始めるに当たってはあれだけの抵抗があった。個人的にも管理捕獲だけだったら賛成しなかった。森林整備と一体的な管理捕獲ということで了承した。箱根でシカを撃つということになれば、相当な抵抗があると思うので、やるには自然環境にこうした影響があるという具体的な事例をかなり提示する必要があるだろう。守るべき地域をエリア毎に個別に落としたうえで、そこを守るために調査してほしいという形になればボランティアの協力も得られるのではないかとと思うが、何をやるか分からないまま、箱根で総合調査を実施しますと言っても協力は得られないのではないかと。やるのであれば、具体的な説明というものが必要になってくると思う。

委員長：箱根は色々なパーツがあるので、パーツ毎に考えようということですね。

委員：シカ肉の有効利用について意見を出したが、そうした取組があれば捕殺への抵抗感も和らぐと思うし、巨大な胃袋が隣接している本県ならではの特徴を活かしてブレイクスルーできないかと思うのだが、事務局の説明を見ると全然取り合えないように見えるが、どうなのでしょう。

委員：この案は県庁内部でも、2回出て、2回とも潰れている。その理由だが、まず経済的にペイしないことや、仮にやるとすればシカだけのための食肉検査場を作られなければいけなくなる。しかも、野生動物だから高標高域で捕獲して検査場まで持ち込むのに多くの時間を要し、結果的に殆ど間に

合わない。また、検査場で野生動物の肉を検査することは非常に嫌がられ、受け入れてもらえない。管理捕獲であるため、捕獲頭数はかなり上下するし、頭数の減少を目的としてやっているわけで、減っていった時にかかる経費は一体誰が持つのかという問題もある。市町村が持つのであればよいが、県が持つことには賛成しない。被害を直接受けていると言っている市町村がイノシシ鍋などのようにして際物としてやるならばよいが、県民の税金を使ってやることについては賛同できない。現実的にもうまく行っているところはなく、北海道がトドとかヒグマをセットにして際物でやって、何とかやれているような状況であり、それだけでやろうとしたらまず、無理だろう。本当にシカ肉がおいしければ、カナダから来ている養鹿のアカシカの肉がもっと食べられてもよいはずで、流通にあまり乗ってこないということは、シカ肉はそこまでおいしいものではないということではないか。丹沢のシカはハンター自らも食べないくらいなので、最初は面白がって食べるかもしれないが、一般の人が何度も口にするようにはならないのではないかと。

事務局：視点としては非常に大切だとは考えているが、なぜ豚、鳥、牛だけが世界的にも広く家畜として飼われているかということ、それ以外に家畜に適した動物があまりいなかったということでもある。

委員：本県とは比較にならないほどシカが息している長野県や、勾配が緩く、林道が奥地まで入っている都道府県でも全然採算はあわない。血抜きをしたうえで解体場所まで2時間以内で持ってくるということが困難だし、安定供給もできないということ。市町村から要望もあるので、検討は重ねてきたが、やはり難しいのが現状だ。

委員：総論としては、食肉化ということは全国的な取組として進めるべき方向だと考える。この前、FAOの方と話す機会があったが、日本の人口は減るものの、世界人口は90億人に増えると予想されるなかでFAOは昆虫食を真剣に考えている。その一方で日本では80万頭のシカを埋めているという現状があり、その矛盾はなんとかしたい。日本人が食べる、食べないは別にしても、タンパク源として活用していくという路は切り拓いていくべきだと考えている。また、人口減少が進み、地方自治体の財源がなくなっていくなかで、溢れ出る獣を捕獲する予算を確保することも難しくなっている。同様に、耕作放棄地のボサや拡大する竹林の管理費用の確保も難しくなっている。したがって、こうした獲ったもの、刈ったものを資源として有効利用する技術や社会システムを作って、し、換金していくことを考えていかざるをえないだろう。シカについても換金しながら、植生影響を抑制するために必要な分だけは持続的に獲っていくという形を取らざるを得ないだろう。ただし、先ほどからの議論のとおり、日本は急峻なのでなかなか採算があわない。色々な自治体がヨーロッパの真似をして解体施設を作っているものの、なかなかうまくいっていない。地形がフラットな北海道では、一旦生け捕りにして供給する形を取って、東京の店に出すといった努力を行っているが、うまくいっていない。そういう意味で、この多様性の議論の場に食文化を謳う段階ではないと考えます。

委員長：シカが増えて困っているところまでは共通認識だけど、そこから先をどうするかについてはなかなか書ききれないですね。丹沢についてはどうですか。

事務局：丹沢については基本的に自然再生や水源施策を着実に進めていくということが基本線になると考えており、委員からも特に異論はなかったので、この方向での取組を進めるということによりと考えている。

委員：ニホンジカの採食圧について書かれているが、人工林の整備の部分が抜けているのではないかと。実際、山の中に住んでいて気付くのだが、管理捕獲にあわせて人工林整備を実施している場所では植生が戻っているが、間伐などの森林整備をしていない場所では、いくらシカを捕獲しても植生が戻ってきていないので、そうしたことについてきちんと書き込んでもらいたい。

事務局：分かりました。

委員：あと、前にも発言したが、森林再生50年構想自体の考え方は非常によいと思うが、具体的にこれを進める担保がない。森林再生50年構想は丹沢大山自然再生と同じような考え方で作られており、出されてからそれなりの年月が経っているが、どこまで進んでいるのか分からない。この構想を進めるための具体的な仕掛けといったものが必要ではないか。

委員長：森林整備が生物多様性に果たす役割が大きいということをきちんと分かるようにしていけばよいということですよ。

委員：不経済な人工林が要らないとまでは言わないが、林分配置の見直しくらいは必要ではないか。特に高標高域にいるシカを中標高域に下ろすということがシカの保護管理計画の一つの大きなテーマになっており、林分の配置が今のままで可能なのかどうかという問題がある。思い通りにシカが動いてくれるわけではないとも思うが、自然林に戻すという考え方も入っているので、やはり林分配置の見直しは必要ではないか。

委員長：そういった点についても書いていただければと思います。

委員：森林再生 50 年構想は 50 年後にこんな森林にしていきたいという構想を描いたものなので、担保がないことはその通りで、かっちりした数値目標などは設けていない。林分配置についてだが、私有林もあるなかで、実際問題、自分の森林にシカを住まわすことについて地権者の了解を簡単には得られないこともあるので、書きぶりについては委員とご相談しながら進めていきたい。

委員：色々な取組が進められてきているが、水源税は時限であるのに対し、自然再生などは何十年というスパンでの取組が必要になる。シカの管理捕獲が進められ、不嗜好性植物が多いものの林床植生の回復が見られるなど一定の効果が上がってはいるが、大分回復した段階で打ち切られてしまうと問題は解決せず、管理捕獲は未来永劫、続けていく必要がある。ここで書けるものかは分からないが、最大の捕食者は人間であり、人間しか残っていないので、捕獲を恒久的に継続していく必要性について意識はしておいたほうがよいのではないか。

委員：丹沢大山自然再生のなかで林道から 200m の範囲については人工林として維持し、それ以外については転換していくというプランがあったと思うが、それはこの森林再生 50 年構想とマッチしているのか。

委員：それがまさしく森林再生 50 年構想の内容である。

委員：私も丹沢大山自然再生の委員会に出ているが、この林班については天然林に変えていくとか、この林班については生産林を維持するといったプランが、林班図のなかに具体化されてこない。私有林についてはなかなか口を出せないとしても、県有林であるとか、国有林については国と調整を進めるとか、どこの林分を具体的にどうしていくのか、そろそろ議論を始めてもよいのではないか。

委員：そのテーマについては、ここで議論しきれるものではないと考える。

委員長：それでは、次に里山の問題に移りますが、山地から丘陵までかなり幅広い地域が対象になりますね。これは箱根や丹沢の山麓などを含めて広く議論すればよいでしょうか。

事務局：景観域としての里山の保全の方向性についてご議論いただければと考えている。

委員長：ということで、具体的には里山保全の方向性とそれを実現させるための取組、持続可能な農業の構築、都市における生物多様性保全の方向性が議題となっていますが、いかがでしょうか。

事務局：里山と都市の課題については本日、欠席委員等からご意見をいただいている。本県が大規模消費地に隣接していることから、都市農業を推進しているが、その形態が大量のエネルギーや農薬、化学肥料を投入し、付加価値の高い農産物を生産するという環境負荷の高いスタイルになっていることを指摘されている。県内でも化学肥料の多用などにより地下水汚染を引き起こしている場所があるが、ヨーロッパでも飲料水としての地下水汚染が深刻化し、減反政策とあわせて環境負荷を軽減する取組が進められているので、そうした取組が考えられないかというご意見だった。委員からは補足等があれば、お願いしたいと思います。

委員：具体的な書きぶりについて、どうこうというよりは経済活動としての都市農業を多様性の地域戦略に書き込むのはかなり無理があるのではないかという趣旨である。経済活動としての農業を成り立たせることと生物多様性についてはどうしても折り合えない部分がある。現在の農家に生物多様性を語りかけても通じないだろうし、中山間地のぎりぎりの状態で営農を続けている農家の人たちに生物多様性についてどうアプローチしていけばよいか私自身悩んでいる。そうしたなかで、あまり理念ばかりが先行するような書き方だと、農業従事者の方々が誤解してしまうという危惧があったので意見を述べたが、正直、具体的にどこをどうすればよいかという解を持っているわけではない。

委員長：環境負荷の高い農業という側面と先ほど委員から発言のあったおじいちゃんやおばあちゃんが細々だけど、環境によい農業をやっているという側面の両方があるというのはちゃんと書いておいたほうがよいと思いますね。

委員：厚木で専業農家をやっている知人がいて、県のエコファーマーの認定を受け、がんばってやっているが、仲間がいないということを嘆いている。そういう人たちをどう支えていくかという視点もあると思う。

委員長：そういう人たちを含めて色々な農業があるので、一概に環境負荷の高い農業ばかりを言うのではなく、そういうことが大事ですね。

委員：世代的には私たちの世代が最初に無農薬や低農薬に切り替えた世代ではないかと思うが、その世代が、みんな農業を辞めてしまっている。結局のところは政策による一次産業の切り捨てではないか。個人的に付き合いがある農家の話だが、農業をやっているよりはコンビニでバイトをするほうが収入として安定すると聞く。そういう状況では、いくら里山を保全してくれといっても無理がある。よい状態の里山の保全を本気で考えるならば、行政がお金を出さないと考える。

事務局：里山の課題の一つのネオニコチノイド系農薬については様々な指摘がされているものの、農薬に係る法的な枠組み等から、なるべく農薬に頼らない農業を情報発信していくというような書きぶりとしているが、まず隗より始めよということで県によるネオニコチノイド系農薬の使用状況を把握して代替手法を検討するという文言を一文入れているが、知見やご意見などがあれば、お願いしたい。

委員長：よくないらしいということは委員みなさんの認識として共通しているようですが、我々だけでどうにかできる問題でもないのだから、きちんと書いておいていただければと思います。里山については都市近郊の平地の部分も含まれているのです。身近な都市公園等において生物多様性が一般市民に理解されるような取組もあわせて検討するという文言がありますが、委員は相模原市で色々やっておられると思いますが、関連した最近の動きはどうでしょうか。

委員：個別的には色々な取組が進められていて、名称に里山を謳った都市公園もある。そうした場所で普及啓発的なこともやられているので、そういう点では既に取組があるので、プラスアルファで具体的に何をやろうとしているのか具体的にうまくイメージできないが。

委員：NPO 神奈川県自然保護協会ではホットスポットマップ作りということで、残したい自然を募集したが、そのプロセスのなかで都市公園の維持管理が議題になった。例えば、業者に草刈りを委託すると一律に全面的に刈ってしまうので、そうしてもよい場所とそうではない場所ときちんと仕様書に書き込んで管理すべきではないかという意見が出された。市民から色々言われている公園ではそうしたことに配慮して維持管理を実施しているところもあるようだが、他の都市公園では必ずしも配慮されていないところも多い。都市公園でこうすれば、もっと良くなるのという提案もあるが、そうした声を拾い上げる仕組みを考えていく必要があるのではないかと考えます。

事務局：都市公園の維持管理について工夫次第で色々できることはあるんじゃないかというご意見をいただきました。都市公園を始めとした公共施設は基本的に指定管理者制度に移行しているので、指定管理者制度との折り合いの悪さという課題はあるが、生き物と共存する公園づくりという本にもあるとおり、維持管理費に配慮しながら生き物と共存する維持管理手法というものはある。いきなり、すべての都市公園でそれをやるというのは難しいかもしれないが、例えば多様性の高い都市公園についてはコストも加味しながら生き物にやさしい維持管理手法については当課としても十分提案できるのではないかと考えている。

委員：神奈川県公園協会が管理している自然公園に性格の近い都市公園はいくつかある。まずは茅ヶ崎里山公園が上げられると思うが、行った人たちの感想として少なくとも自然環境を大事にしようという意識は相当に植え付けられていると聞いている。公園協会の職員のなかに、自然環境について説明するような人材を置いて、色々な説明があるということも聞いている。ただ、難しいのは指定管理者制度で、管理者に今までのような余裕がなくなってきており、どうしても施設管理に重点が置かれがちで、情報収集や野外活動もままならない状況になっている。そうすると、都市公園のなかに自然環境を説明する職員を置いておく必要があるのかという議論も当然出てくる。普及啓発にも係ってくるが、県のそうしたコストを優先する姿勢を改めることも書き込んでいく必要があるのではないかと。ビジターセンターが普及啓発の拠点になっているにも係らず、5つあるビジターセンターは2つ残して、3つは閉鎖になってしまうのだから、今まで果たして来たビジターセンターの役割を継続して担えるかと言われれば、管理する公園協会にそこまで人材を割くことはなかなか難

しいだろう。都市公園においてそうした取組を進めるのであれば、もう一步踏み込んだ書き込みが必要になるのではないか。

委員：委員の言うとおりで考える。

委員長：今はやっていないが、都市公園の指定管理者を選定する委員を長いこと歴任してきたが、指定管理者制度に移行してから都市公園の維持管理が非常に向上した。従来は東京都公園協会が一手に引き受けていたのが、民間会社の参入で相当な競争が発生する。そうすると、より良い維持管理を提案したり、生き物に係るデータを取って草刈のあり方をきめ細かく考えたりするなど、管理がよくなっている事実もある。

委員：神奈川県もつい最近まではそうで、指定管理者に応募する業者の提案についてはトータルな観点から評価がされていた。ところが、少し前から金額がすべてになり、管理費が安い提案者のところが管理者として指定されるようになった。これは山の森林整備も一緒に安いところに出す傾向が顕著になっている。森林整備一つ取っても、伐採木をどう片付けるのか指導もされていなかったことから、丁寧にやろうが荒くやろうが、金額が変わらないのであれば、仕事はみんな荒っぽくなってしまふ。最近では県が指導して丁寧にやるようになったが、ビクターセンターにしても指定管理者の評価基準にしても、殆どが管理費減が優先になってしまい、その結果は施設管理に重点が置かれてしまうことになって、自然環境に目を向けて情報収集する必要はないという議論になってしまう。

委員長：評価としてお金の部分がウェイトとして大きいことは大きいけれども、それなりにはやっているのではないかと思います。また、100ha以上の都市公園になると大体オオタカが生息しているので、オオタカがいなくなるように熱心に管理をしていたりもするので、そうした配慮が進めば、都市公園も生物多様性にかなり役立つのではないかと思います。

委員：身近な都市公園における取組だが、今の議論を聞いていると拠点としての機能を持たせていく方向性なのかなと思う。多くの都市公園にはボランティアがいるが、往々にしてボランティアと管理者が衝突し、お互いに疲弊している状況があるように思う。都市公園が生物多様性保全上の拠点としての機能を担っていくべきだということを通認認識になればよいと思う。

委員長：この地域戦略は市町村の緑の基本計画の上位にも当たるわけだから、その辺についてはきちんと書いておく必要があるかと思います。

委員：里山が重要であるということは認識されてから久しいと思うが、ステレオタイプのイメージで管理された里山が多く、どの地域でも同じようにコナラ、クヌギを植えて、同じような周期で伐採という管理が行われているように見受けられる。里山の多様性の高さは管理周期により、樹齢の異なる林がパッチとしてモザイク状に配置されていることに起因すると思うが、例えば都市公園で一律に伐採してしまえば、生物多様性の喪失にもつながる。また、その土地の立地条件に応じてコナラが多かったり、クヌギが多かったりすると思うが、その辺を無視してステレオタイプの里山管理が進められてしまうのは間違いかなと思うので、地域固有のやり方などを知的財産として蓄積していくことが考えられてもよいのではないかと思います。

委員：先ほど来、農地や都市公園など色々な話が出ているが、それを受けるならば、里山にはこういう要素があり、それぞれにこういう課題があるというような文章の組立にしてもらったほうが一般の人には分かりやすいのではないか。地域区分の話に戻ってしまうが、景観区分的な整理をしたうえで、後段の章で地域毎の特性や課題などを整理するというイメージでよいか。

事務局：そうしたイメージで考えています。

委員長：委員が言われたように里山に対するイメージは人によって大分異なり、薪炭林だけをイメージする人もいれば、植林も含めて多様なタイプの森林が混在するような里山をイメージする人もいて、それはすごく大事なことだと思います。里山を固定したイメージで捉えないということを書いておいたほうがよいと思います。長野県内に森林の管理手法を長年に亘って、検討してきている場所があるが、そこは薪炭林が長いこと管理放棄されていた。薪炭林としての管理にするとひよろひよろの株立ちの林になってしまうので、一本立ちにして将来的に炭素をたくさん吸収できる巨木林を作ろうという取組を進めているのですが、そういう考え方があってもよいと思います。

委員：この戦略に書き込むかは別として、現在の里山管理はボランティアに依存しているが、そうした状況が続く限り、里山すべてをボランティアで管理することは到底不可能だ。さらに人口減少が進

み、山村に係る人たちがいなくなるなかで、今の里山をどうすればよいか考える必要があるのではないか。実験的にでもよいので、人手がかけられなくなった里山をどうすればよいか研究を始めてはどうだろうか。いずれにしても管理は発生するのかもしれないが、一度手を入れれば、定期的には管理をしなくて済むようなやり方などが探せればと思います。

委員：20年位前から、里山がブームになっているが、整備手法はどこに行っても同じようになっている。先ほど、委員の発言にあったように地域によって管理の仕方は異なってよい。例えば、1960年代までは丹沢山麓からヤビツ峠まではカヤ場が広がり、その下が薪炭林になっていた。その後、1980年代始めにかけて今のスギ、ヒノキの山になった。昔の管理手法をそのまま取り戻せるかといわれれば、それは難しいだろうと思う。そうすると、人工林を抱えながら、新しい里山というか、新たな整備手法を地域毎に考えていってもよい時期に来ているのではないかと思う。一方で、民間の力で保全するには限りがあるので、書き込みかたは、なかなか難しい。

委員長：里山管理の方向性について生物多様性を加味しながら考えていくとか、そういった書きぶりになるのではないかと思います。

委員：3点ほどあるのですが、都市公園についてですが、里山型の都市公園もあれば、園芸品種ばかりを使っている都市公園もあって、両方とも大切だが、里山型の都市公園では地域毎の里山管理を見せていく。一方で普通の都市公園でそれは難しいかもしれないが、生物多様性を見せるやり方はあると考えます。都市住民に身近な都市公園であれば、アイデアをもらって家でもやってみようかという動きにもつながっていくと思うので、そういうことを考えていってもよい。緑地としては断絶しているかもしれないが、見本市的な役割として都市住民に対し、あなたにもできることがありますよという場所にしてほしい。もう1点は和のものを使い、和のものを身近に置くことの価値を認識するような場所に公園緑地がなっていってほしい。秋の七草にしる、野の花を愛でる文化にしるそういうものがあつたということを示していってほしい。里山の議論でハビタットとしての森林については議論されているが、湿地環境と草原環境も大事です。ピンポイントではなかなか言いにくいのだが、大事なハビタットは点在していて、マップには落とせないが、そうしたハビタットが大切だということをアピールする必要がある。

委員：奥の上流部にはスギの植林地、その下に水田の耕作放棄地や水田があって、周辺は雑木林が広がっていてというような谷戸を大切にしていくことが重要だが、谷戸環境の核は水田にあり、水田をどのように残すかが大切だ。水田が畑になってしまうと谷戸環境は喪失してしまう。水田を日陰にしないための維持管理として雑木林の山裾の草刈が行われ、そうすることによって里山の植物が保たれるのであって、そうした管理がされないと秋の七草も残せない。また、源流部のホトケドジョウなどの淡水の生き物も同様だし、丘陵地の谷戸田について、少し触れておくべきではないか。

委員：具体的にどこだとは言えないけど、そうしたセットになっていることがとても大事だ。

委員：横浜市みたいな場所だと谷戸単位で残っている場所は殆ど喪失してしまい、残されている場所は市民の森みたいな形で人が入って水田などを維持している。県西部だと、そこまでは行ってなくて農家が営農していたり、里山条例による取組が進められていたりする。そうした地域による違いや山麓の農地や都市近郊の農地、丘陵部の谷戸、都市公園など色々な要素がある。その中で里山の多様性を保全するうえで一番のコアになるのは谷戸田だと思います。

委員長：時間もないので、次の議題、淡水生態系の連続性や沿岸域の課題に進みたいと思いますが、川と海に詳しい委員から発言をお願いします。

委員：多自然型護岸であるとか魚道の設置とか色々やっているが、代償という発想ばかりで再生の視点に欠けている。都市河川では、生物多様性保全のために何が出来るかまじめに考えている。コンクリート護岸を戻すと、非常に高い効果が得られているので、もう少しそうした積極的な取組を進められればと考えている。予算の確保という課題もあるが、県土整備局の理解を得たり、多様性を高めることは良好な水資源の保全にもつながるといような理屈を整理して水源税を活用したりすることも考えられるのではないだろうか。特に都市部の河川はアメリカザリガニしかいないので、取組の効果は顕著だ。

事務局：国交省の直轄事業では砂浜などの自然再生を自由にやっていたりするが、前にも説明したとおり、魚道すら補助対象になっていない。一方で県単事業予算については、否応なしに削減が進み、

また、3.11以降国交省のスタンスも国土強靱化の流れを受けて多自然などを言う前にまずは防災機能の向上をしなくてどうするのという姿勢になっている。委員の発言はよく分かるが、現状では殆ど何もないので、一番の課題はそれを誰がどういう仕掛けでどのように進めていくかと考えており、例えば流域単位でこの川は重要だから、ここでやってみようとか、ウナギに乗っかるのがよいかは分からないが、ウナギを食べ続けたいから、ウナギから川のことを考えていこうとか、そうしたらうまい取っ掛かりがほしいと考えている。

委員：上流域の特に山里に近い場所に新たに設置する治山堰堤についてはスリット式に移行しているが、山の上の治山堰堤は昔のままになっている。例えば階段状に設置された堰堤については一つおきにスリットに作り変えていくといった取組があってもよいのではないかと考える。また、水生昆虫やオオサンショウウオなど水の中で生きている生き物の移動を考え、5mの堰堤を2mの堰堤に作り変えていくような取組が考えられてもよい。防災と生物多様性が両立するような事業に切り替えていくことも大切ではないか。

委員：長野県や山梨県では治山や砂防に影響の少ない堰堤を試験的に壊し始め、カジカの復元状況の調査を水産試験場とタイアップして取組を進めている。

委員：溪畔林の再生事業が水源税により事業化されましたが、林だけが再生されても意味がなく、沢も再生させる必要がある。

委員：カワラノギクが生える中流域の河原環境は定期的なフラッシュがないと維持されないですね。こうした保全はどうしたらよいのでしょうか。

委員：スリットダムにしても、宮ヶ瀬ダムで全部止められてしまいますからね。

委員：多摩川などで人工的に洪水を流そうという企画はあったが、反対があって潰れてしまった。

事務局：国交省が管理するごく一部のダムだが、水量的に余裕があるダムについては攪乱を起こすための放流が試験的に行われていると聞いているが、企業庁の方と話をしたが、県企業庁が管理するダムについてはダムに貯めた水についてはすべて利水権が張り付いていて、そうした運用をする余裕は一切ないとのことだった。

委員：宮ヶ瀬ダムでは観光放流しているのだから、攪乱放流してもよいのではないか。

委員：攪乱放流させたとしてもダムには細かい土砂が貯まるため、ダムを作った段階で中流域の礫河原を維持することは困難だ。周りから栄養塩類なども入っていると思うので、黙っていてもカワラノギクが生き残れるような中流域の河原環境は絶滅が危惧される環境ではないか。

事務局：海岸浸食量以上の土砂供給があったが、山からの土砂供給量が減ったのとダムが全部土砂を止めてしまった結果、海岸浸食や河床の低下が顕著になっており、県土整備局も課題として認識していて、ダムに貯まる土砂対策に係る検討も重ねられてきたが、なかなかよい手がないものの、ダム直下に置き砂をしてみたり、養浜事業に着手したりするなど取組は進められているので、まずはそうした取組を進めるのが線かなと考えている。

委員：川の議論で置いてきぼりにされるのが、中流域と上流域の間にあるような河原環境、道志川だと鮑子の取水堰から道志ダムの間、相模川だと津久井湖（城山ダム）から大月にかけての幅の広い渓谷がサツキなどの生息環境になっている。渓谷だと樹林が覆いかぶさってしまうので、樹林が覆いかぶさらない、こうした河川環境は先ほどの渓谷と中津川渓谷しかないが、中津川は潰してしまったので、先ほどの河原は大切にしたい神奈川の自然にしてよいのではないかと思います。

委員：先ほど、治山堰堤を壊している事業の話が出たが、国有林で国の直轄事業であり、県ではやっていないと思う。新しく堰堤を作る際には落差を小さくしたり、スリットにしたりするなど反映することはできるかと思うが、壊すということになると道を作る必要があるなど、現実的にはなかなかできないのが実情である。

委員：生物多様性のために作り変えるのではなく、劣化したので更新するといった理屈付けはできないだろうか。札掛の境沢の奥に古い鉄の堰堤が一つだけ残っていると思うが、ああいうものを試験的に造り替えてみるとか。あそこの場所は堆積した土砂に溪畔林が再生されているので、そこを残す形で作り変え、昆虫相の変化を見ていくような試みのほうが理解されやすいのではないか。

委員：そういうことは提案できるかと思う。

委員：行政の自然のマネジメントについてはあまりにも陸と海が違いすぎる。陸のうえでは県がみどり

計画を作り、市町村が市町村毎の緑の基本計画を作るという形になっていますが、海ではそういうものは存在すらしない。特に悲惨なのは東京湾で県は何の管理権限も持っておらず、川崎市、横浜市、横須賀市が港湾管理者として権限を握っているなかで県として何ができるのだろうか。港湾の場合、お互いがライバル関係にあるため、いかに多くの船を入れるかを競争しあっていて、協調や広域的な視点はない。そうしたなかで、国のレベルでは港湾法が改正され、環境への配慮や市民参加が盛り込まれ、各港湾管理者はそうしたことにも配慮して港湾管理計画を作りなさいという形は整えられたが、機能していない。本来ならば、県が広域的な立場から指導なり誘導すべきだと思うが、そういう形にはなっていないので、県と市を含めた大枠としてのあり方から陸に習って、海に広げていかないと生物多様性の視点を港湾に入れていくことはなかなか難しい。こうした点で沿岸域を相模湾と東京湾を分けた事務局案は支持できる。相模湾は東京湾に比べれば、まだ可能性がある一方で、東京湾の大きな課題である貧酸素水塊については触れておくべきだろう。

委員：河川については河川管理者がいるので、なかなか書きづらいついては思うが、例えば相模川では相模川ふれあい懇談会というものがある。国、県、関係市及び市民が入って一緒に河川計画を作っていくという動きがある。今年中に計画を策定する予定とのことだが、その計画に反映させるということではなくて、そうした動きとも今後、リンクさせられればよいと思う。

委員長：最後になりますが、外来種についてご議論いただきたいと思います。

委員：広域的な連携が必要な緊急性が高いと考えられる外来種について事務局から聞かれていますので、それについてお答えします。何を置いても一番の問題はアライグマに尽きると思います。

委員：アカミミガメのようなペットやオオキンケイギクといった観賞植物についてはみんな大事にしていると思うので、減らすことが大事なのだろうと思いますし、どういう手段で取り組んでいくかということについても考えていかなければならないだろうと思います。もう一つは普及啓発の一環でアメリカザリガニやアカミミガメの防除に取り組む際の処分方法が困っている。子どもたちと一緒にやっているのでも、生き物を殺すというのはなかなか見せにくいし、やりにくいので、そうしたことについての手立てはないだろうか。

委員：丹沢の山のなかで魚を飼っているのでも、偉そうなことはあまり言えないのだが、どこまでが外来種なのか線引きについて考える必要があるのではないかと。人の都合ばかりで考えると間違ってしまうのではないかと。どこからを外来種として考えるのか、殊に国内外来種についてはなおさらだと思う。魚は含まれるのか。

委員長：魚は特に難しいですね。

委員：それを言い出してしまうと、水産業には厳しい話になってしまいます。

委員：魚も樹木もそうだが、先ほど丹沢と箱根を別に考えたほうがよいと言ったのは、箱根については山の頂上まで施設が作られ、ヤシの木が植えられていたりする。そういうところで、果たして外来種問題を議論するのは、なかなか難しい。法面緑化についても、丹沢の奥山の林道については在来種でやれたとしても、箱根を越える国道や東名高速道路はどうするのか、そこまで県が影響力を行使できるかと言えば、なかなか難しいのではないかと。やはり、何らかの線引きが必要かと考える。

委員長：緑化に関して言うと、今は線引きしない傾向が非常に強いですね。静岡県側の第2東名では、その場所の種子を採取し、苗木を育てて緑化している。

委員：そうした取組があるのも分かっているが、じゃあ箱根の旅館はどうしようという話にもなってくる。

委員長：駒ヶ岳のロープウェイを外した場所について指導していたが、種子を採取し、苗木を育てて緑化しているので、やろうと思えば出来ないわけではないですね。

委員：規模が小さければ物理的に止めつつ、周囲からの移入を待てばよく、無理に外来種を使う必要もないだろう。変な在来外来種を使うくらいだったら、交雑を起こさない外来種を使ったほうがよい。

委員：基本的には無理に法面緑化しないほうがいい。

委員長：土が流れなければ、あとは勝手に種が飛んでくるからそれでいいですね。

委員：農業被害的にはハクビシンが問題になっているが、保護動物扱いになってしまって、農家の人たちがやりづらいという話を聞いているので、駆除について何らかの整理ができるといい。相模原市内ではアライグマよりハクビシンのほうが満遍なく分布している。

委員：それはアライグマとハクビシンの入ってきてからの時間に起因しているのではないか。

事務局：本県については有害駆除の権限は市町村に下りており、農家の方から有害駆除の申請を上げてもらえば駆除は可能である。

委員：外来の水生生物だが、どうしてもブラックバスとブルーギルばかりが取り上げられがちだが、都市部ではアメリカザリガニが一番の問題になっている。生物多様性保全の視点から、いかに環境を再生するかを考えているのだが、一番の障害になるのがアメリカザリガニだ。例えば生田緑地でホトケドジョウを守ろうとしてもアメリカザリガニがどんどん入ってきてしまう。市民による駆除の取組も数多く進められているので、そうした活動をうまく支援することも考えていきたい。

委員：やはり意識の問題は大きい。人間なので、どうしても被害者意識から入ってしまう傾向がある。5月になるとガビチョウやソウシチョウが在来の鳥よりも大きな声で鳴いている。そういう生き物を簡単に輸入してしまえるところも大きな問題ではないか。

委員：同様の意見を出したが、法律を作れということではなくて、国内外を問わず、移動に伴うリスクは高いので、そうしたリスクを軽減する必要はある。安易に移動させた結果、本来の生息地ではないところで蔓延し、手が付けられなくなり、リスクは非常に高く考える必要はある。もともと雑草の草刈だけでも大変なところに外来種がどんどん入ってきて輪をかけて大変になっているので、そうした状況をもっとPRすることが大事ではないか。本来の生息地を離れると思ってもいない行動を取るし、天敵がいらないことで蔓延し、一度ニッチを獲得した外来種を駆除すると、またおかしなことが起きてしまう。生物多様性との関連で言えば、特に生息基盤の弱い在来種にとって一番の脅威が外来種であるということが外来種問題の本質である。だから、生物の移動に伴う甚大なリスクをみんなが認識し、意識することが非常に重要である。身近なアメリカザリガニであっても外来種ということを知らない人たちも多いので、多くの人たちに対して外来種が生物多様性にとっての危機になっているということを広く周知していくことが大切だ。今、博物館で外来種の特別展をやっているが、外来種は人間が運んだもので、悪いのは人間であって、外来種ではないでしょという意見も寄せられる。

委員：一般の人たちに知ってもらうために外来種データブックを作ったらどうか。

委員：外来種対策が生物多様性に貢献することを書き込めばよいのではないか。

委員：それもぜひ書き込んでほしい。

委員長：そこが一番大切なところですよ。だからこそ、外来種対策をやっているわけです。

委員：それからやはり、生物多様性に大きな影響を与える外来種については駆除を進めないといけない。もう一つは不用意にペットを放すなど、新たに外来種を作らないということが大切だ。

委員長：後半の課題に対する取組の方向性については色々な意見が出されましたので、それを踏まえて書き込んでいけると思います。前半については、もう少し練り直しが必要かと思いますが、他にご意見がなければ、この辺で閉めたいと思います。長時間に亘る議論、ありがとうございました。

以上